（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

第二十七条　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第二十六条第四号中「違反した者」を「違反して秘密を漏らした者」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第二十七条中「第三号」を「第四号」に改める。

（地域再生法の一部改正）

第二十八条　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十八第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第四項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第四十条に次の一号を加える。

四　第十七条の十八第三項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

（労働保険特別会計における他の勘定への繰入れの特例）

第十九条の二　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第百二条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第四項」とあるのは「附則第十一条第一項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第四項」と、「同条第五項又は第八項」とあるのは「徴収法附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第五項又は徴収法第十二条第八項」とする。

附則第二十条の二第一項中「中「雇用保険法」を「中「」に、「は、「」に、「において」を「の規定により」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第百五条の規定の適用については、同条中「第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「附則第十四条第一項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第三十条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「第二十二条第二項に規定する」の下に「就職が困難な」を加え、「附則第五条」を「第二十四条の二」に、「同条第二項」を「同条第三項第一号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第二十二条第二項に規定する」の下に「就職が困難な」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　第二項の規定が適用される場合における雇用保険法第二十八条、第二十九条、第三十二条、第三十三条及び第七十九条の二の規定の適用については、同法第二十八条第一項中「個別延長給付を」とあるのは「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第八十二条第二項の規定による基本手当の支給（以下「特例延長給付」という。）を」と、「当該個別延長給付」とあるのは「当該特例延長給付」と、同条第二項及び同法第三十三条第五項中「個別延長給付」とあるのは「特例延長給付」と、同法第二十九条第一項及び第三十二条第一項中「個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付」とあるのは「広域延長給付、全国延長給付又は特例延長給付」と、同法第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項」とあるのは「、第五十九条第一項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第二項」とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　前条の規定による改正後の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十二条第一項の規定は、受給資格に係る離職日が施行日以後である者について適用し、受給資格に係る離職日が施行日前である者に係る前条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下この条において「旧東日本大震災財特法」という。）第八十二条第一項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法附則第五条の規定による基本手当の支給及び旧東日本大震災財特法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正）

第三十二条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。

第三十二条に次の一号を加える。

四　第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第三十三条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四条第八項」を「第四条第九項」に、「まで並びに第四十八条」を「まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項」に改め、「第五条の三第三項」の下に「及び第四項」を加え、「、第三十二条の十三」を「、第五条の五第一項第三号、第三十二条の十三」に、「及び第三十三条の六」を「並びに第三十三条の六並びに第四十八条」を「第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第三十四条　この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一